

# 株式会社 確認検査愛知

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

### 目次

#### 第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (判定の業務を行う区域)
- 第6条 (判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

#### 第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出)
- 第8条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の引受け及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条 (適合判定通知書の交付等)

#### 第3章 適合性判定員等

- 第12条 (適合性判定員の選任)
- 第13条 (適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条 (適合性判定員の教育)
- 第16条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条 (秘密保持義務)

#### 第4章 判定料金等

- 第18条 (判定料金の納入)
- 第19条 (判定料金を減額するための要件)
- 第20条 (判定料金を増額するための要件)
- 第21条 (判定料金の返還)

## 第5章 雜則

- 第22条（登録の区域等の掲示）
- 第23条（判定業務規程の公開）
- 第24条（財務諸表等の備付け）
- 第25条（財務諸表等に係る閲覧の請求）
- 第26条（帳簿及び書類の保存期間）
- 第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
- 第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備え付け等）
- 第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第30条（判定の業務に関する公正の確保）
- 第31条（損害賠償保険への加入）
- 第32条（事前相談）

## 附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

（令和 5 年 9 月 7 日一部改定）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 15 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社確認検査愛知（以下「当機関」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。（以下「施行規則」という。）第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第53条第1項の規定により必要な事項を定める。

### (基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月5日まで及び8月13日から8月16日まで

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

### (事務所の所在地)

第4条 主たる事務所である本店の所在地は、愛知県瀬戸市川端町3丁目12番地とする。

2. 支店の所在地は、愛知県刈谷市東陽町3丁目68番地とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 株式会社確認検査愛知の業務区域は「愛知県の全域、岐阜県可児市、岐阜県多治見市、岐阜県土岐市、岐阜県瑞浪市」とする。

(判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

第6条 当機関は、法第46条第1項第1号イの(1)から(5)までに定める特定建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

## 第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、当機関に対し、施行規則第2条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の確保計画を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第2条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、当機関に対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれの内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならない。
- 4 前3項の規定により提出又は通知される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。
- 5 第1項及び第2項にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、当機関に対し、施行規則第1条第4項に規定する書類を、変更の場合においては施行規則第2条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

6 当機関は、確保計画の提出を受けた場合、当該確保計画の写しを遅滞なく所管行政庁へ送付することとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の引受け及び契約)

第8条 当機関は、確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

(1) 提出された確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。

(2) 提出された確保計画に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。

(3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。

(4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。

3 提出者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者に提出書類を返還する。

4 第1項により提出を受けた場合には、当機関は、提出者と判定に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

(1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者は、当機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 判定料金の額に関すること。

(b) 判定料金の納入期日に関すること。

(c) 判定料金の納入方法に関すること。

(3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関するこ

(b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の当機関に帰することができない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 適合判定通知書の交付前までに提出者の都合により確保計画を変更する場合においては、当該確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
  - (b) 提出者等は、適合判定通知書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 提出者等は、当機関が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
  - (d) 当機関は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
- (5) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 当該契約が、確保計画に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、提出された確保計画に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 提出書類に虚偽があったことが適合判定通知書交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

#### （判定の実施方法）

- 第 9 条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 50 条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、確保計画の提出等の受付、確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
  - 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
  - 4 当機関は、提出書類の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ)

- 第 10 条 提出者等は、適合判定通知書の交付前に確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。
- 2 前項の場合は、当機関は、判定の業務を中止し、提出を受けた提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

- 第 11 条 当機関は、提出を受けた確保計画が建築物エネルギー消費性能基準(以下「性能基準」という。)に適合することを判定したときには、確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。
- 2 当機関は、提出を受けた確保計画が性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、性能基準に適合するかどうかを決定することができないときには適合するかどうか決定できない旨の通知書を、確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。
- 3 当機関は、前 2 項にかかわらず、確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。
- (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかつたことその他当機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかつたとき。
- (3) 適合判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
- (4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確保するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。
- 4 当機関は、別記様式 1 による軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 3 条(第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更(以下単に「軽微な変更」という。)に該当することを確認したときは、速やかに別記様式第 2 による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 当機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときは、別記様式第 3 による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうか決定することができないときは別記様式第 4 による軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知

書を、申請者にそれぞれ交付する。

- 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書又は第2項又は第4項若しくは第5項の通知書の交付については、あらかじめ提出者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第3章 適合性判定員等

#### (適合性判定員の選任)

- 第12条 当機関の長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第40条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。
- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
  - 3 適合性判定員の数は、法第46条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

#### (適合性判定員の解任)

- 第13条 当機関の長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

#### (適合性判定員の配置)

- 第14条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本店に1人以上、その他の事務所で判定業務を行う場合は1人以上を配置する。
- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならぬ。
  - 3 判定業務を行う事務所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所以外の事務所の適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。この場合において、緊急の場合等にあっては、当該事務所以外において当該判定の業務を行う。
  - 4 当機関は、確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、当機関の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、本店に 1 人以上、支店に 1 人以上を配置する。

- 2 当機関は、法第 46 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に取締役副社長を任命する。
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 当機関の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者は、別表 3 に定める判定料金を、銀行振込又は窓口払いにより納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は提出者の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (3) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に確保計画の提出を行ったとき。
- (4) あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類を作成し、提出するとき。

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、当該判定の業務と関連する建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認を他機関に申請するなど、関連した複数業務の効率的な審査に影響を与えるもの、または、複合建築物その他判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合に増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

## 第 5 章 雜則

(登録の区域等の掲示等)

第 22 条 当機関は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://kk-aichi.server-shared.com/>) において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第 23 条 当機関は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 当機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2) 又は(3)の請求をするには、1 枚につき 20 円

を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 55 条第 1 項の帳簿 判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、判定に係る契約書その他判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備え付け等)

第 28 条 当機関は、法第 55 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存する。

2 当機関は、法第 55 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存する。

3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 25 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 26 条にそれぞれ準ずる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 当機関は、電子情報処理組織による提出の受付及び適合判定通知書その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 当機関の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、確保計画の提

出を自ら行った場合又は代理人として確保計画の提出を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、確保計画の提出に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
  - (1) 設計に関する業務
  - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - (3) 建設工事に関する業務
  - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、当機関以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
  - (1) 当機関に対する確保計画の提出を自ら行った場合又は代理人として確保計画の提出を行った場合
  - (2) 当機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合
- 4 適合性判定員又は当機関の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

#### （損害賠償保険への加入）

第31条 当機関は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間7500万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

#### （事前相談）

第32条 提出者は、確保計画の提出に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

#### （附則）

- この規程は、令和5年4月1日より施行する。  
この規程は、令和6年4月1日より施行する。  
この規程は、令和6年5月15日より施行する。  
この規程は、令和6年6月1日より施行する。

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）
4～5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 未満 2：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満 3：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 4：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満 5：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

## 別表 2

軽微変更該当証明書交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

軽変－〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 未満 2：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満 3：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 4：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満 5：床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 3

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表

(税込)単位：円

	延べ面積(m <sup>2</sup> )	用途区分（別表 4）		
		A：ホテル、病院、集会場等	B：工場等	C：左記以外の建築物
モデル建物法	0～300 m <sup>2</sup> 以下	n × 105,000	n × 53,000	n × 75,000
	300 m <sup>2</sup> 超～1,000	n × 138,000	n × 55,000	n × 99,000
	1,000 m <sup>2</sup> 超～2,000	n × 160,000	n × 60,000	n × 132,000
	2,000 m <sup>2</sup> 超～3,000	n × 198,000	n × 66,000	n × 140,000
	3,000 m <sup>2</sup> 超～4,000	n × 210,000	n × 75,000	n × 150,000
	4,000 m <sup>2</sup> 超～5,000	n × 220,000	n × 98,000	n × 198,000
	5,000 m <sup>2</sup> 超～10,000	n × 240,000	n × 108,000	n × 228,000
標準入力法 (主要室入力法)	0～300	230,000	115,000	150,000
	300 超～1,000	310,000	135,000	198,000
	1,000 超～2,000	390,000	180,000	280,000
	2,000 m <sup>2</sup> 超～3,000	510,000	380,000	460,000
	3,000 m <sup>2</sup> 超～4,000	570,000	450,000	510,000
	4,000 m <sup>2</sup> 超～5,000	620,000	500,000	560,000
	5,000 m <sup>2</sup> 超～10,000	780,000	560,000	720,000

n : 適用したモデル建物の数に応じた係数

モデル建物法の数	1	2	3	4
n	1.0	1.2	1.3	1.4

1. 延べ面積は建築基準法の規定による。（計算対象外面積を除く）
2. 複合建築物の場合、非住宅部分の面積による。
3. 用途区分が複数ある場合は上表の金額の高い方の用途分類が適用される。
4. 増改築の場合、既設部分を含めた用途、延べ面積をもとに料金を算定する。ただし、既存部分の BEI にデフォルト値を適用した場合は、増改築部分の非住宅部分の面積を基に手数料を算定する。
5. 判定対象となる建築物に計算の対象となる室、設備等が無い場合の料金は一律 22,000 円とする。
6. 届出対象の住宅を含む複合建築物は、算定した判定業務の料金に 11,000 円を加算する。
7. 「適合判定通知書」の再発行手数料は 1 件につき 5,500 円とする。
8. 上記以外の評価方法による場合は別途見積りとする。
9. 【計画変更】【軽微変更該当証明書】の場合、当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とする。
10. 他機関で建築確認を申請する場合、直前の判定を他機関から受けている場合は、算出された手数料に 1.5 を乗じた金額とする。
11. 同型建物が複数棟の場合は 2 棟目から別表 3 の料金の 2 分の 1 とする

別表4

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
B	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340

B	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又は土蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

1. 上記以外の用途は別表3表中のC「A、B以外の用途」とする。
2. その他08990は要相談とする。